

社会人になると、契約の機会が増え、その中には不必要な契約をしてしまうこともあるかもしれません。紹介する事例は20歳を境として特に多くなってきます。事例を知っていただき、みなさんのお役に立てれば幸いです。

若者向け～みなさんは狙われている!!～

マルチ商法

簡単にもうかる?!

Aさんの事例を紹介

大学の先輩に「儲かるバイトがあるよ」と誘われ、セミナーに参加した。まず、30万円分のサプリメントを購入して会員になった。別の友人に紹介すれば「紹介料がもらえる」「簡単にモトが取れる」と言われていたのに、声をかけた友だちは誰も買ってくれない。ローンの返済だけが残ってしまった。

ローンが
払えないよ…

Aさん

誰も買ってくれないよ。
在庫が残っちゃった。どうしよう…

自分の行動がマルチ商法の誘いだ
と気づいていない人はたくさんいます。
友だちが誘ってきたらその危険性を
気づかせてあげよう。



問題点は?

- 勧誘することで人間関係が壊れてしまい、大切な友だちを失うことになりかねません。
- 借金の返済と大量の在庫を抱える場合がほとんど。(ネットワークビジネスともいう)

アドバイス

- 契約書又は商品を受け取った日から20日以内なら、クーリングオフできる。
- いつでも中途解約できる。加入の際に購入した商品等についても、入会后1年未満で退会する場合は、一定条件を満たせば返品できる。

ワンクリック請求

いきなり、アダルトサイトに登録された!?

Bさんの事例を紹介

スマホで、ネットを見ていたらいつの間にかアダルトサイトに入った。無料だと思いクリックしたら登録完了画面になり9万円請求された。どうしたらいいの。

高額請求が!



連絡せず無視
してください!!



アドバイス

- あわてて業者に返信や連絡をすると新たな個人情報を教えることになるので無視すること。あわてて言われるがままにお金を支払わないで!
- パソコンに請求画面が張りついて消えなくなった場合は、独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) のウェブサイト参考に削除してください。

キャッチセールス

Cさんの事例を紹介

街でアンケートに答えると無料で試供品をくれるというので事務所に行った。アンケートに答えた後、2人の店員からしつこくエステの勧誘を長時間説明された。契約してしまったが、なんでこんなもの買っちゃったんだろう・・・

アンケートで
試供品を
プレゼント



試供品くれるなら
協力しちゃおっかな



Cさん

デート商法

Dさんの事例を紹介

見知らぬ女の子とSNSで知り合い、デート気分でやり取りするうちに会うことになった。実際に会ってみると可愛い子だった。デートの途中、宝石店に連れて行かれ、つい、彼女に嫌われたくなくて、高額な指輪を購入してしまった。10日後、彼女と連絡がとれなくなってしまった。

買ってくる
なんて
うれしい



Dさん

危
ない
!!



相談員

アドバイス

- ・「無料」「あなただけ特別」という言葉は危ない! 必要なければはっきり断りましょう。
- ・個室に連れて行かれたら危ない!
- ・見知らぬ人の誘いに気軽に応じるのは危ない!
- ・契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフできる。

賃貸住宅の退去トラブル

Eさんの事例を紹介

4年間住んでいた賃貸アパートを退去した。入居時に20万円敷金として支払ったので、返金があると思っていた。ところがハウスクリーニング代に30万円かかると、逆に差額10万円を請求されている。きれいに使っていたのに、納得できない。



きれいに
使わなきゃね

Eさん

トラブルを避けるための心得

- ・ **契約時** 契約書をしっかり読み、納得したうえで契約することが大切。
- ・ **入居時** 貸主(管理会社)と借主で立ち会い、まず部屋を点検。問題があれば貸主(管理会社)に連絡し、記録を残しておく。(日付入りの写真も撮っておく)
- ・ **入居中** 給湯器、エアコン設備の故障など修理が必要な場合は、速やかに貸主(管理会社)へ連絡する。
- ・ **退去時** 退去時の立会いの下で部屋の点検。入居時の記録や写真を参考にして、修繕費の必要な箇所を確認。納得がいけない点について、貸主(管理会社)と交渉すること。



相談員

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を目安にして貸主とよく話し合しましょう。
話し合いが進まないときは書面を出して交渉、それでも解決できなければ、**調停**や**少額訴訟**をする方法もあります。

困ったときは、早めに消費生活センターへご相談ください。